

令和 7 年度第 2 回余市警察署協議会議事概要

開 催 日 時	令和 7 年 9 月 19 日（金）午後 2 時 00 分から午後 3 時 2 分までの間
開 催 場 所	札幌方面余市警察署 大会議室
出 席 者	協議会委員 6 人出席（定員 7 人） 会 長 小笠原 司 委 員 加 藤 京 子 委 員 高 橋 伸 明 委 員 渡 辺 泰 央 委 員 横 関 茂 委 員 土 谷 万 里 警察署員 6 人出席 署 長 槇 原 均 副 署 長 井 上 和 範 刑事課長 岸 本 祐 樹 交通課長 佐々木 俊 行 地域課長 中 村 淳 嗣 警務係長 （事務局担当）
開 催 状 況	
1 余市警察署長挨拶 2 余市警察署協議会会長挨拶 3 令和 7 年 8 月末の業務概況等説明 (1) 警務課 ～ 主な施策、お知らせ (2) 刑事・生活安全課 ～ 刑法犯の認知・検挙状況、主な事件・施策、お知らせ (3) 交通課 ～ 人身交通事故の発生状況、主な施策、お知らせ (4) 地域課 ～ 主な施策、お知らせ 4 諮問事項 ・ ヒグマの出没状況と余市警察署の取り組みについて 5 業務概況等説明、諮問事項に対する質疑、応答 (1) 緊急銃猟について 【委員】 緊急銃猟について、どのような状況の時に発砲が可能なのか。 【回答】 9 月 1 日から改正鳥獣保護管理法が施行され、クマやイノシシが人の生活圏に入り込み、人身被害の危険性が高まった際に、市町村長の判断により市街地での猟銃発砲が可能になったが、緊急銃猟の判断まで時間を要する場合も考えられる。 従来の警職法 4 条 1 項による発砲は、人の生命・身体に危険が生じている状況で、	

警察官がハンターに猟銃を使用してクマを駆除するよう命じることも依然として可能であることから、今後も、クマの出没時には自治体やハンター等の関係機関と連携して、管内住民の安全を確保していきたい。

(2) クマ出没時の連絡体制について

【委員】

クマが出没すると、まず、警察に連絡をするが、自治体やハンターにはどのようなルートで連絡がいくのか。

【回答】

警察がクマの目撃情報や食害などの情報を把握した際には、自治体の関係部署に連絡して各種情報を共有している。

そして、必要であれば自治体からハンターに連絡して出動を要請することになる。クマ出没時には関係機関が迅速に対応できるよう、会議や訓練を通じて自治体との連絡体制を確保している。

(3) クマ撃退スプレーの効果について

【委員】

クマ撃退スプレーは効果があるのか。

【回答】

熊に熊撃退スプレーを噴射することで、一時的に熊の攻撃を回避することができる。警察官が熊の出没現場に行くときも、携行品の一つとして装備させており、先日、自治体と実施したヒグマ出没時の初動対処訓練に出席したハンターも携行の必要性を説明していた。

しかし、その効果を過信することはさけてほしい。山菜採りや登山などの際には、クマとの事故を防ぐために「出没情報を確認し、複数で行動する。」「ヒグマのフンや足跡を見つけたら引き返す。」などの注意を払い、もし、クマと遭遇したときは、視線をそらさないでゆっくりと後退するなど落ち着いて行動してほしい。

6 次回の開催予定

事務局から連絡することとした。